

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年5月17日開催 全国地方銀行協会／

令和5年5月18日開催 第二地方銀行協会]

1. ITガバナンスに関するディスカッションペーパー改正案のパブコメについて

- 2023年4月24日、「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理（以下、ディスカッションペーパー）」の改訂案を公表し、5月31日まで意見募集を実施している。

（参考）「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」の改訂（案）への意見募集について

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230424/20230424.html>

- ITガバナンスは、経営者がITと経営戦略を連携させ、企業価値を創出する仕組み全体を指していることから、内部統制のみならず、収益を向上させる成長戦略の実現も含まれる。そのため、失敗を恐れずチャレンジを促すような企業文化の醸成が重要である。
- 同時に、サイバーリスクを含め、ITリスクを適切に管理し、デジタル技術の恩恵を享受する上での前提となるセキュリティ確保も求められる。
- 各金融機関においては、本ディスカッションペーパーを参考として、それぞれの規模・特性等に応じたITガバナンスを構築し、創意工夫を凝らしてDXに取り組んでいただくことを期待している。本改訂案に意見があれば、5月末までにお寄せいただきたい。

2. 経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針について

- 2023年4月28日、経済安全保障推進法の「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針」が閣議決定された。本制度は、金融を含む基幹インフラの事業者に対して、その重要設備の導入等に当たり、当局によ

る事前審査を求めるものである。

- 同日、金融庁を含む関係省庁は、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付け、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置した。各金融機関においては、経済安全保障上のリスクへの対応を確保していくために活用していただきたい。

3. 2023 年5月 G7財務大臣・中央銀行総裁会議について

- 2023 年 5 月 11 日から 13 日に、新潟市において、G7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。日本議長下の G7では、金融分野のプライオリティとして、①暗号資産・ステーブルコイン、②サステナビリティ開示、③トランジション・ファイナンス、④自然災害リスクファイナンスが議論されてきた。また、今般の一連の銀行破綻等を踏まえ、金融セクターの動向についても議論が進められてきた。
- 会議終了後に発出された共同声明のうち、各金融機関に関連する金融セクターの動向、暗号資産、サステナビリティ開示、トランジション・ファイナンスについて紹介する。
- 金融セクターの動向については、2008 年の世界金融危機後に実施された金融規制改革に支えられ、金融システムが強靱であることが再確認された。その上で、引き続き警戒心を持って金融セクターの動向を監視し、金融安定及び金融システムの強靱性を維持するために適切な行動をとる用意があることが合意された。加えて、今般の銀行破綻等を踏まえて、銀行システムにおけるデータ、監督、規制のギャップに対処していくことが合意された。
- こうしたギャップとして、例えば米国では、シリコンバレーバンク等の破綻の要因として、経営陣等が、規模が拡大し複雑化する中で、リスク管理を怠っていたことや、監督当局もそうした銀行の脆弱性の程度を十分に理解していなかったことなどが明らかにされている。今般の声明は、G7としてこうしたギャップがあることを認識し、それに対処することを一般論として示したものである。

デジタル化の進展等による金融分野を取り巻く環境の変化も踏まえ、FSB等が金融システムに与える影響を分析することになっている。

また、FSBにおいては、金融システムを強化するために優先的に取り組む事項を検討していくことになっている。

- 暗号資産については、責任あるイノベーションを支援しつつ、暗号資産がもたらす金融安定及びマネロン等に関するリスクに対処するために、効果的なモニタリング、規制及び監視が極めて重要との認識が共有されている。その上で、FSBのハイレベル勧告等と整合的な形で、暗号資産やステーブルコインに関する効果的な規制監督上の枠組みを実施していくことにG7はコミットした。FATF基準の実施についても支持が表明されている。
- サステナビリティ開示については、ISSBが2023年6月に気候変動開示基準等を公表予定であるが、G7はそれらの最終化を期待するとともに、次のテーマとして生物多様性と人的資本についてISSBが作業することを期待している。
- サステナブル・ファイナンスについては、トランジション・ファイナンスは経済全体の脱炭素化を推進する上で重要な役割を有しているとの認識が共有された。また、ファイナンスト・エミッション（投融資に係る温室効果ガスの排出量）に関しては、その軌跡を説明することや、フォワード・ルッキングな移行の進捗評価を可能にすることにより、トランジション・ファイナンスの促進に資する、情報の入手可能性と信頼性を強化することが慫慂された。
- 2023年5月19日から21日には、広島でG7サミットが開催予定である。また2023年後半にかけて、G7以外の国際会議も多数予定されている。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献していきたい。

4. 令和5年石川県能登地方を震源とする地震による災害等に対する金融上の措置について

- 令和5年石川県能登地方を震源とする地震により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の地震に対し、石川県に災害救助法が適用されたことを受け、2023年5月6日、北陸財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を石川県内の関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

5. 経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資の促進について

- 岸田政権は、「新しい資本主義」の実現に向けた取組を進めており、スタートアップは、社会的課題を成長のエンジンに転換して、持続可能な経済社会を実現する、まさに「新しい資本主義」の考え方を体現するものと位置付けられている。他方、経営者保証がスタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開の阻害要因となっているとの指摘もある。
- こうした中、信用保証協会においては、2022年に公表された経営者保証改革プログラムに基づき2023年3月15日に経営者保証を徴求しないスタートアップ創出促進保証の取扱いを開始した。
- これは、スタートアップにとってメリットの大きい制度であり、利用対象となる事業者から融資相談があった場合には、同制度を積極的に紹介するなど、同制度の活用促進への協力をお願いしたい。

【スタートアップ創出促進保証の概要】

- 対象：創業後5年未満の法人等
- 保証限度額：3,500万円以内（保証割合：100%）
- 保証期間：10年以内
- 据置期間：1年以内（一定の条件を満たす場合には3年以内）
- 保証料率：各信用保証協会所定の創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せした保証料率
- 担保・保証人：不要

6. 地域金融機関の事業者支援能力向上を後押しする取組について

- 金融庁では、地域金融機関の事業者支援能力の向上を後押しするため、2022 年度に引き続き、2023 年度においても、
 - ① AI 技術を活用した経営改善支援の効率化に向けた調査・研究
 - ② 業種別支援の着眼点の拡充や普及促進に向けた委託事業の2件の事業を4月3日より開始した。
- 同調査・研究においては、それぞれ2022年度の事業を踏まえ、
 - ・ 金融機関におけるAI技術の経営改善支援への実務適用の後押し
 - ・ 『業種別支援の着眼点』の業種拡充や普及促進を実施する予定。
- 今後、調査・研究を進めていくにあたり、有識者等による研究会の開催等、2023年度においても、地域銀行の各行の力をお借りすることから、協会とも緊密に連携させていただきたい。

7. 地域企業経営人材マッチング促進事業における説明会について

- 地域企業経営人材マッチング促進事業について、2022年度はREVICareerを活用したマッチング実績が二桁に上るなど、活用が進んでいる。
- 2023年度においても、本事業を通じて、地域金融機関の人材仲介機能の発揮を推進していくために、各業界団体向けに、REVICareerの足元の状況や活用策等に係る説明会を5月下旬に開催予定であり、各金融機関の人材事業担当者におかれては積極的に参加いただきたい。
- 当説明会を含め、2023年度においても各地域金融機関には引き続き、REVICareerを活用しながら、地域の中小企業のニーズに応えていただきたい。

8. 企業間取引のデジタル化に向けた取組について

- 2023 年 4 月 24 日、全銀ネットにおいて、デジタルインボイスの標準仕様に対応した金融 EDI 情報標準「DI-ZEDI（ディー・アイ・ゼディ）」を制定・公表。
- 「DI-ZEDI」はデジタルインボイスで用いる情報項目を、「DI-ZEDI」の情報項目としても取り込むなど、請求・決済間のデータ連携を念頭に置いた仕様。これは、政府として取組を進めている、契約から請求・決済に至る企業間取引のデジタル化・データ連携に向けた取組と連動する形で検討を進めていただいたもの。
- 金融機関における取引先企業の DX や生産性向上といった観点から、こうした企業間取引のデジタル完結に向けた取組みは重要。特に、中小企業においては、取引金融機関からのデジタル化支援を期待する声も多い。各金融機関においては、「DI-ZEDI」に対応した IT ツールの提案や導入支援など、取引先企業のデジタル化支援に向けた取組を進めていただくとともに、法人向けインターネットバンキングの UI・UX の向上等、利用者利便の向上にも努めていただきたい。

9. 複雑な仕組債等に関する新たな自主規制ガイドラインについて

- 2023 年 4 月、複雑な仕組債等に関する日本証券業協会の自主規制ガイドラインが改正された（2023 年 7 月 1 日施行）。
- 新たな規則には、仕組債等の販売勧誘において最低限遵守すべきルールを厳格化しようとする趣旨の下、①販売勧誘態勢の検証に対する経営陣の関与、②リスク・リターンの妥当性の検証、③販売対象顧客の設定基準の厳格化など、幅広い事項について重要な見直しが盛り込まれていると認識している。
- グループ内に仕組債を販売してきた証券会社を有する金融機関においては、新ルールの趣旨と内容を十分に理解いただいた上で、グループ全体として、販売勧誘態勢等の検証と実効的な見直しを確実に実施していただくとともに、必要に応じて銀証連携ビジネスの在り方等についても改めて検討いただきたい。

- また、新たな規則は複雑な仕組債等の販売勧誘を対象としたものであるが、投資信託などの他の金融商品の中にも、一定程度複雑な商品性を有し、リスク・リターンやコスト等を理解することが必ずしも容易ではない商品があると承知。複雑な仕組債等に限らず、こうした商品についても、顧客本位の業務運営の観点から、必要に応じて販売態勢の検証をお願いしたい。

10. 経済財政諮問会議における鈴木大臣の発言について

- 2023 年 4 月 26 日、経済財政諮問会議において、大臣からは日本の国際金融センターとしての地位向上に向けて、コーポレートガバナンス改革の実質化や日本をアジアの GX ハブとしていくことについて発言があった。特にアジア GX ハブに関連する諸施策については、日 ASEAN 財務大臣会合でも大臣から発言があった。具体的には、人材育成やデータ整備の他、案件開発のためのコンソーシアムの立ち上げなど、地方銀行等の参画が必要となる施策もあり、協力をお願いしたい。

11. 「資産運用業高度化プログレスレポート 2023」の公表等について

- 同じく経済財政諮問会議同会議では、総理から「我が国の資産運用業等を抜本的に改革する」ための政策プラン策定について指示があった。
- これは、これまで金融庁においては、国際金融センターの地位向上に向けて、海外資産運用事業者による日本進出についての環境整備や支援等を行ってきたところ。更なる展開のためには、日本の金融市場の魅力の向上が不可欠との問題意識の下、そのための一つの分野として、我が国の資産運用セクターに関する政策プランの検討を行うもの。
- 日本の強みである 2,000 兆円の家計金融資産の運用について、国内外の新たな資産運用業の参入を促進しつつ、我が国の資産運用セクターや人材を世界レベルに引き上げることを狙いにしている。
- 各行の中には、グループ内の資産運用業者と緊密に連携しながらサービスを提供されている方もいらっしゃるかと承知している。そうしたサービス

の向上を図るべくどうしたことが考えられるのか、それに限らず、日本の金融市場の魅力向上のため、何か提言があれば是非、参考にしたいと考えている。

○ 他方、こうした政策プランの検討を行う前提として、我が国における資産運用業のサービス提供の現状について、問題意識をとりまとめた、「資産運用業高度化プロGRESSレポート 2023」を公表した。一読いただけると有難い。ここでは、特に、以下の4点の現状について述べる。

① 第一に、ファンドラップについて。マス向けに裾野が広がってきているが、現状、投資信託を組み合わせた商品なのか、資産形成のためのアドバイスを継続的に提供するサービスなのか、分かり難いものもある。ファンドラップの仕組み自体は、販売会社、資産運用会社が利益相反を管理し、顧客の最善の利益を図るインセンティブがあるものだが、他方で、販売会社が提供するサービスの付加価値が分かり難い面もある。

② 第二に、投資信託の商品選定について。近年でも、テーマ型のファンドで、販売して半年～1年半程度で純資産残高のピークを迎え、その後、残高が大きく減少するような商品が選定され、販売されている。

③ 第三に、投資信託の繰上げ償還について。日本の資産運用業界には海外と比べても非常に多くの投資信託が存在しており、本数の最適化が望まれる状況がある。

④ 第四に、資産形成のためのアドバイスについて。米国においては、フィナンシャル・アドバイザーが地域に密着し、長期間にわたり地元の顧客にサービスを提供することで、顧客の最善の利益を果たすことが求められている。今後、ファンドラップの提供等を通じて、顧客の資産形成のためのアドバイス提供をビジネスモデルとして拡大していくのであれば、支店の人事や評価制度が、地域の顧客に長期間寄り添えるものとなっているか、今一度、御確認をいただきたい。

○ いずれも、こうしたサービス提供の現状を発生させる要因や構造上の課題は様々なものが考えられるが、そうした点について、今後、検討をすすめ、改善のための施策を考えていきたい。

12. マイナンバーカードの普及・利用の促進について

- 2023 年 4 月 17 日に開催された第 4 回「マイナンバーカードの普及・利用の促進に関する関係府省庁等連絡会議」において、デジタル庁から示された資料によれば、「銀行業」におけるマイナンバーカードの取得率は 85.6% となっている。
- マイナンバーカードの取得率向上については、引き続き力を入れていただきたいが、それとともに、マイナンバーカードの利活用の促進についても、引き続き協力いただきたい。
- 政府としては、マイナンバーカードの更なる普及促進策として、公的個人認証サービスの活用をお願いしており、業界においても、積極的な活用をよろしくお願いしたい。
- また、政府としては、民間利用シーンの拡大に向け、
 - (1) マイナンバーカードを活用したユースケースや、
 - (2) 民間事業者における電子証明書手数料が 2023 年 1 月から 3 年間無料化されていること、
 - (3) マイナンバーカードと同等の機能（署名用及び利用者証明用の電子証明書）を持ったスマホアプリのダウンロードサービスが 2023 年 5 月から開始されること等について、周知・活用促進の対応を進めている。業界の協力をよろしくお願いしたい。

13. インボイス制度への対応について

- 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の 2023 年 10 月 1 日からの導入まで残り半年を切った。

(注) インボイス制度は、消費税の仕入れ税額控除の方式として新たに導入される制度。適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもの。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税

率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいう。インボイス発行事業者となるためには、国税庁に対して事業者としての登録申請が必要となる。

- このインボイス発行事業者になるための登録申請については、申請書に「困難な事情」の記載を要さないこととなり、現在も申請ができるようになった。
- また、インボイス制度には支援措置があり、令和４年度の補正予算において各種補助金が拡充されていることや、令和５年度税制改正においてインボイス制度に関し所要の見直しが行われていることにも留意いただきたい。
- こうした点について、まずは業界内でも周知いただきたいが、一方で、全国の中小企業・小規模事業者がインボイス制度に円滑に対応できるようにしていくためには、それらの事業者が普段付き合いのある預金取扱金融機関による周知等も重要。
- 預金取扱金融機関においては、顧客等におけるインボイス対応について、セミナーや相談会開催などをはじめ、制度対応に向けた周知や対応支援を強化していただいているところと承知。地域の中小企業・小規模事業者への周知・支援も含め、インボイス制度の円滑な導入に向け、今後とも取組の継続・強化をお願いしたい。
- 金融庁でも、預金取扱金融機関による周知等の取組の事例をまとめたところであり、今後の取組の検討に当たっては、そうした事例も参考にしていただきたい。

(参考) インボイスに関する情報は、財務省・国税庁をはじめ各府省庁がTwitterでも情報発信をしているところ。預金取扱金融機関においては、例えば各府省庁のツイートをリツイートして、その際に、自らが開催する相談会やセミナーの開催情報等も発信するといったやり方も考えられる。

(以 上)